

令和 3 年 11 月 26 日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の発見事例の提供等について

平素より本会事業の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、別添のとおり、日本医師会より通知がございました。

本件は、厚生労働省医政局総務課より日本医師会宛てに事務連絡が発出されたことをお知らせするものです。

ポリ塩化ビフェニル(PCB)使用製品及びPCB廃棄物の期限内処理については、令和2年5月14日付、令和2年5月25日付、令和3年3月17日付等の本会通知にてご連絡しましたところ です。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法においては、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の処理施設ごとに定める計画的処理完了期限の1年前を処分期間の末日として規定がなされており、大阪事業地域の変圧器・コンデンサー等並びに安定器及び汚染物等については令和3年3月31日をもって処分期間が終了しています。

同事務連絡の別添1及び2として、各都道府県等で行われてきた掘り起こし調査における発見事例や、北九州事業地域において計画的処理完了後に発見されて継続保管となっている事例について、令和3年度上半期の状況を踏まえて整理された資料が添付されていますのでご参照ください。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただくとともに、貴会会員への周知方ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、低濃度PCB廃棄物の処分期間は令和9年3月31日までとされていますのでご留意ください。

万一、高濃度PCB廃棄物が事業所内等で発見された場合は、直ちに処分を行う必要がありますので所管の問合せ先にご相談ください。

(参 考)

○ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物保管者及びPCB使用製品所有者の皆様へ(大阪府HP)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshoshido/pcb/>

※ホーム > 環境・リサイクル > 廃棄物・リサイクル > ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物保管者及びPCB使用製品所有者の皆様へ

○日本医師会ホームページ「メンバーズルーム」から別添文書の閲覧が可能です。

https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsyo/data3/chiiki/2021chi_386.pdf

※ユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員ID(日医刊行物送付番号)の10桁の数字(半角入力)です。

宛名シール下部に印刷されている10桁の数字です。

パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字(半角入力)です。

【担当事務局】

大阪府医師会地域医療1課

TEL: 06-6763-7012 FAX: 06-6766-2875